

特定非営利活動法人底上げ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人底上げという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県気仙沼市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に地域で社会問題に取り組む若者、地域を担う若者に対して、主体的に課題に取り組むことができる場を提供することに関する事業を行い、まちづくり、地域活性、社会教育、教育の発展、環境問題等の社会課題を、若者が知り、課題の解決とともに、住みよい地域社会の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 子どもたちが自分たちの街の復興について考える子ども会議事業
 - ② 被災した子どもたちのコミュニティ再生のための自学支援事業
 - ③ ボランティアの需要と供給の創出・マッチング事業
 - ④ イベント企画・開催事業
 - ⑤ 講演活動による若者の育成・キャリアアップ事業
 - ⑥ 農業・農体験事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけたとき、この法人の目的に反する行為をしたとき、または会員としてふさわしくないと判断されたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任、解任及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面、又は、電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は、電磁的方法をもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は、電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 第 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面、又は、電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は、電磁的方法により、少なくとも理事会の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、又は、電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 1 定款の変更は、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て行わなければならない。
2 前項の変更が所轄庁の認証を受けなければ効力を生じないものである場合は、所轄庁に定款の変更の認証申請を行わなければならない。
3 第 1 項の変更が前項の認証申請を要しないものである場合は、所轄庁に定款の変更の届出をしなければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で選定された法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	矢部 寛明
副理事長	齋藤 祐輔
理事	成宮 崇史
	前田 祐佳
	野間口 侑基
	齊藤 裕輔
	中野 健二郎
	天貝 祐樹
	金指 了
	喜内 尚彦

平成29年度事業報告書

特定非営利活動法人 底 上 げ

1 事業の成果

- ・ 設立6年目の当年度は、前年度の事業をより充実させ、さらなる会員及び活動基盤の拡大を図り若年層の人材育成に努めた。
- ・ 市役所、市教育委員会や、他のNPO団体などとの協働事業も開始され、地域の中において広範囲で人材育成事業を展開することができている。
- ・
- ・ 以下の事業を実施した。

2 事業に関する事項 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
仮設住宅に住む被災者に対する支援事業	実施なし					0
被災者の自立支援事業	地元の高校生を対象に、高校生が自主的、主体的に町づくりを行う活動のサポートを行っている。 災害公営住宅のコミュニティ再生支援を目的に、自身が得意な料理を生かした交流の機会を公営住宅の会長の協力を得ながら実施することができた。 防災意識の向上を目的に、市内の高校生や大人、海外から仕事で来ている方を招き、避難用持ち出し袋の中身について検討するワークショップを実施することができた。 市役所、市教育委員会、他のNPO団体らと協働して、「気仙沼の高校生マイプロジェクトアワード」という、	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	岩井崎、煙雲館、K-port、□ship、南三陸ポータルセンター、志翔学舎、フリースペース	54 人	一般市民 延べ 2600 人	24,475

	4ヶ月の大人の 伴走を得ながら 高校生が主体的 に地域のために できるプロジェクトを興し実践 していくプログラ ムを実施した。 最終報告会 には市内100名 以上の参加が見 られ、市長、教 育長にも審査に 加わっていただ いた。					
ボランティアの需要と供給の創出事業	外からボランティアや研修の機会 で東北に来た方々に、気仙沼、 南三陸での活動を紹介、活動し ている。 社会人延べ70人、大正大学生 30名、中央大学生15名、高校 生15名、高校生団体5名など の受け入れを実施した。	平成29年4月1日～平成30年3月31日	<input type="checkbox"/> ship、フリースペース	5人	一般市民 延べ200人	777

(2) その他の事業

今年度はその他の事業を実施していません。

平成 29年度 財産目録
平成 30年 3月 31日現在

特定非営利活動法人 底上げ
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
ゆうちょ銀行普通預金	12,198,462		
三菱東京UFJ銀行普通預金	11,740,971		
気仙沼信用金庫普通預金	4,991,034		
ゆうちょ銀行振替口座	1,298,793		
前渡金			
労働保険	106,560		
源泉所得税過納付	29,102		
流動資産合計		30,364,922	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具			
自動車1台	611,454		
有形固定資産計	611,454		
(2) 無形固定資産	0		
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産	0		
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		611,454	
資産合計			30,976,376
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
3月分経費	2,327,819		
預り金			
源泉徴収所得税	108,823		
雇用保険	29,400		
流動負債合計		2,466,042	
2. 固定負債	0		
固定負債合計	0		
負債合計			2,466,042
正味財産			28,510,334

注 活動計算書を作成している場合は、一葉で作成してください。
収支計算書を作成している場合は、「特定非営利活動に係る事業会計財産目録」及び「その他の事業会計に係る財産目録」の2種類を作成してください。

平成 29年度 貸借対照表
平成 30年 3月 31日現在

特定非営利活動法人 底上げ
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	30,229,260		
前渡金	135,662		
流動資産合計		30,364,922	
2.固定資産			
(1)有形固定資産			
車両運搬具	611,454		
有形固定資産計	611,454		
(2)無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3)投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		611,454	
資産合計			30,976,376
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	2,327,819		
預り金	138,223		
流動負債合計		2,466,042	
2.固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			2,466,042
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		16,263,222	
当期正味財産増減額		12,247,112	
正味財産合計			28,510,334
負債及び正味財産合計			30,976,376

注 活動計算書を作成している場合は、一葉で作成してください。
収支計算書を作成している場合は、「特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表」及び「その他の事業会計に係る貸借対照表」の2種類を作成してください。

平成 29年度 活動計算書
平成 29年 4月 1日から平成 30年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 底上げ
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	140,000		
賛助会員受取会費	373,000	513,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	11,423,126	11,423,126	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	22,082,050	22,082,050	
4. 事業収益		0	34,018,176
5. その他収益			
受取利息	234		
雑収入(注)	6,482,903	6,483,137	
経常収益計			40,501,313
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	6,120,000		
給料手当	8,880,000		
人件費計	15,000,000		
(2) その他経費			
法定福利費	1,541,232		
会議費	378,944		
旅費交通費	1,741,256		
通信費	495,844		
消耗品費	350,610		
修繕費	2,234,706		
水道光熱費	319,348		
新聞図書費	6,930		
諸会費	6,020		
支払手数料	31,931		
車両費	322,867		
地代家賃	1,644,919		
保険料	148,183		
租税公課	38,770		
減価償却費	142,483		
印刷製本費	329,700		
謝金	493,908		
研修費	25,800		
その他経費計	10,253,451		
事業費計		25,253,451	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
法定福利費	660,528		
会議費	49,219		
旅費交通費	285,802		
通信費	97,294		
消耗品費	133,505		
修繕費	990,756		
水道光熱費	140,683		
新聞図書費	2,970		
諸会費	2,580		
支払手数料	12,867		
車両費	51,026		
地代家賃	256,422		
保険料	62,664		
租税公課	16,680		
減価償却費	61,063		
印刷製本費	64,926		
謝金	94,532		
研修費	17,200		
その他経費計	3,000,717		
管理費計		3,000,717	
経常費用計			28,254,168
当期経常増減額			
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			12,247,145
法人税、住民税及び事業税			33
当期正味財産増減額			12,247,112
前期繰越正味財産額			16,263,222
次期繰越正味財産額			28,510,334

(注)雑収入 6,502,903円のうち2,887,000円はCAMP参加費収入、3,600,502円は謝金収入となっております
※ 今年度はその他の事業を実施していません。

計算書類の注記

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	仮設住宅に住む被災者に対する支援事業	被災者の自立支援事業	ボランティアの需要と供給の創出事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益						
1. 受取会費	0	307,800	51,300	359,100	153,900	513,000
2. 受取寄附金	0	6,853,876	1,142,313	7,996,189	3,426,937	11,423,126
3. 受取助成金等	0	17,328,430	639,484	17,967,914	4,114,136	22,082,050
4. 事業収益	0	0	0	0	0	0
5. その他収益						
受取利息	0	140	23	163	71	234
雑収入	0	3,889,742	335,065	4,224,807	2,258,096	6,482,903
経常収益計	0	28,379,988	2,168,185	30,548,173	9,953,140	40,501,313
II 経常費用						
(1) 人件費						
役員報酬	0	6,120,000	0	6,120,000	0	6,120,000
給料手当	0	8,880,000	0	8,880,000	0	8,880,000
人件費計	0	15,000,000	0	15,000,000	0	15,000,000
(2) その他経費						
法定福利費	0	1,321,056	220,176	1,541,232	660,528	2,201,760
会議費	0	367,750	11,194	378,944	49,219	428,163
旅費交通費	0	1,715,268	25,988	1,741,256	285,802	2,027,058
通信費	0	474,985	20,859	495,844	97,294	593,138
消耗品費	0	338,938	11,672	350,610	133,505	484,115
修繕費	0	1,935,277	299,429	2,234,706	990,756	3,225,462
水道光熱費	0	280,005	39,343	319,348	140,683	460,031
新聞図書費	0	5,940	990	6,930	2,970	9,900
諸会費	0	5,160	860	6,020	2,580	8,600
支払手数料	0	28,175	3,756	31,931	12,867	44,798
車両費	0	315,101	7,766	322,867	51,026	373,893
地代家賃	0	1,577,749	67,170	1,644,919	256,422	1,901,341
保険料	0	127,295	20,888	148,183	62,664	210,847
租税公課	0	33,270	5,500	38,770	16,680	55,450
減価償却費	0	122,128	20,355	142,483	61,063	203,546
印刷製本費	0	328,608	1,092	329,700	64,926	394,626
謝金	0	473,064	20,844	493,908	94,532	588,440
研修費	0	25,800	0	25,800	17,200	43,000
その他経費計	0	9,475,569	777,882	10,253,451	3,000,717	13,254,168
経常費用計	0	24,475,569	777,882	25,253,451	3,000,717	28,254,168
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	33	33
当期経常増減額	0	3,904,419	1,390,303	5,294,722	6,952,390	12,247,112